

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成

○ 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平常時から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

企業は、顧客・従業員の生命、身体及び財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(BCP)の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成

第1 市による取組み（防災局）

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動指針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

愛知県地震防災推進条例(平成16年4月1日施行)に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における

防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1 自主防災会との連携、支援（防災局）

市は、自主防災組織が、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組みなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

- (1) 自主防災会の組織づくりの推進

自主防災組織は、コミュニティ協議会や地区を単位として構成されているが、大規模災害の初動期には、とりわけ地区や小組を単位とした組織が有効であることから、市は、地域住民と災害対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、自主防災会は地域を単位として、その地域に見合った自主防災組織づくりを推進し、また自主防災活動推進協議会を設置することにより、各地区の連携強化と自主防災活動の意識高揚を図る。

また、防災リーダーを全ての自主防災会に位置付け、防災リーダーを中心として平常時から主体的に活動できるよう、市は、その支援を行うものとする。

- (2) 自主防災に関する意識の高揚

自主防災に関する認識を深め、自主防災会を充実するため、市は、必要な資料の提供や研修会を開催するとともに、各機関で開催される研修会等に参加させるものとする。

- (3) 防災リーダー制度

地域住民の生命と財産を守るため、防災知識、経験及び技術を習得し、地域住民の防災意識の高揚を図るため、自主防災会の中心的役割を担う複数年任期の防災リーダーを選出する。なお、防災リーダーを補佐するため、防災サブリーダーを併せて選任する。

- (4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地域担当制等による適切な指導を行い、自主防災会が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

- (5) 自主防災会への支援

市は、田原市自主防災活動推進要綱に基づく奨励金及び自主防災施設等整備補助金制度等により、自主防災会の活動に必要な防災用資機材等の整備を支援する。

第2 市（防災局、健康福祉部）及び県（防災安全局、関係局）の措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、

地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。
その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第3 県(防災安全局、関係局)の支援

- (1) 県は、自主防災組織の育成を推進するため、避難・救護用資機材の整備等、市が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする。
- (2) 県は、市等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築(ネットワーク化)への取組に対し、必要な支援を行うものとする。

第4 自主防災組織による防災活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 避難ルート・避難場所の確認
- ウ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- カ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施

- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 住民に対する避難指示等の伝達
 - オ 避難誘導の実施
 - カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- (3) 地域における自主防災会の果たすべき役割
- ア 防災知識の学習
 - 正しい防災知識を市民一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し啓発を行う。主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、地震予知情報・警戒宣言・地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、警戒宣言への対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割等とする。
 - イ 防災リーダー・防災サブリーダー及び自衛消防隊の自主防災会内での活動
 - 防災リーダー及び防災サブリーダーは、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災会内においては、役員として、又は会長の相談役・補佐役として、諸活動の企画、実施に主体的に関わるものとする。
 - また、自衛消防隊は、消火活動を中心に防災活動を展開するほか、救助・救出班、避難誘導班等と連携し、地域における防災活動を推進する。
 - ウ 地区防災マップ・防災カルテの作成
 - 自主防災会は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して集会所等に掲示し、あるいは各世帯に配付することによりの確な防災計画の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応活動の高度化を図る。
 - エ 自主防災会の防災計画の作成
 - 地域を守るために必要な対策及び自主防災会構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画に定めておくものとする。
 - オ 自主防災会の台帳の作成
 - 自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災会ごとに次に掲げる台帳を作成しておくものとする。
 - (ア) 世帯台帳(基礎となる個票)
 - (イ) 人材・資機材台帳
 - (ウ) 自主防災会台帳
 - カ 防災点検の日の設置
 - 家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため、「防災点検の日」を設ける。
 - キ 避難生活計画書の作成
 - 警戒宣言発令時に避難の必要があると自主的に判断した住民の避難地生活及び発災時の被災住民の避難生活が円滑に行われるよう、避難地及び避難所ごとに「避難生活計画書」を作成する。
 - ク 防災訓練の実施
 - 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる警戒宣言発令時及び

災害発生時の対応に関する事項を内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の自主防災会や職場の防災組織、あるいは市と有機的な連携を取るものとする。なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練

ケ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

第5 防災リーダー等の養成とネットワーク化の推進（防災局）

市は、防災リーダー及び防災サブリーダー（以下「防災リーダー等」という。）を養成するとともに、防災リーダー等のネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダー等の養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

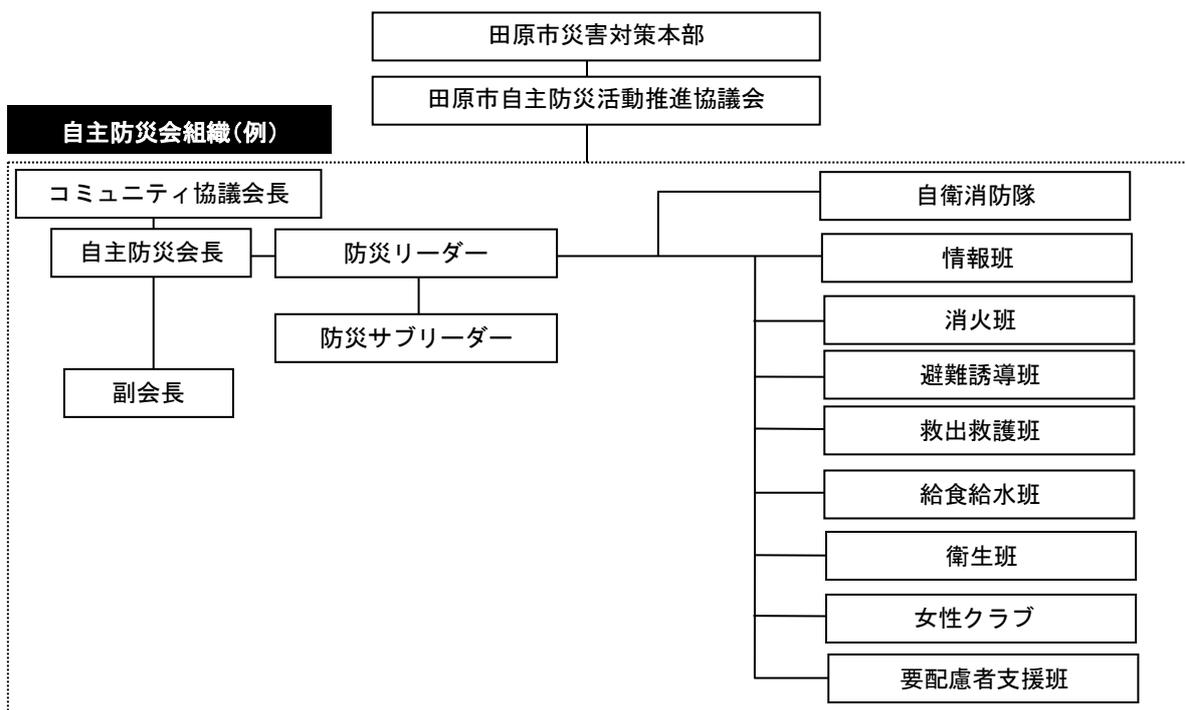
(2) 防災リーダー等のネットワーク化の推進

防災リーダーによる各々の地域における自主防災活動の展開を支援するため、市及び県は、防災リーダー等の継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダー等のネットワーク化を推進する。

また、防災リーダー等が地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダー等を積極的に活用するものとする。

(3) 自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が、防災に関するNPO、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。



自主防災会組織役割分担(例)

役割 班名	平常時	非常時
自衛消防隊	地域の防災活動の推進、防災資機材の点検等	消火活動、救助救出活動、避難誘導の実施
情報班	1 防災知識の普及 2 情報収集伝達訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備、点検	1 情報の収集、伝達 2 指揮命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他機関との連絡調整
消火班	1 地域の安全点検 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備、点検	1 出火防止と初期消火
避難誘導班	1 地域の安全点検 2 避難路、避難場所の設定 3 必要資機材の整備、点検	1 安全な避難誘導
救出救護班	1 地域の安全点検 2 救出救護訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検(救助用具、医薬品等)	1 負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
給食給水班	1 井戸の現状把握 2 給食・給水訓練の計画実施 3 必要資機材の整備、点検	1 炊き出し 2 食料、飲料水、生活必需品等の配分
衛生班	1 衛生処置訓練の計画実施 2 必要資機材の整備点検	1 仮設トイレ 2 ゴミ処理及び消毒
女性クラブ	1 防災知識の普及 2 地域の安全点検	1 負傷者の救出及び搬送 2 出火防止と初期消火
要配慮者支援班	1 地区内の要配慮者の把握 2 支援体制の整備	1 地域支援者へ伝達、支援の依頼 2 避難の呼びかけや避難支援

第6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進（市（健康福祉部）及び県）

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、田原市社会福祉協議会と協力し、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、市は市民や自主防災会等を対象に、コーディネーター養成講座を開催し、多くのコーディネーターの育成を図るとともに、フォローアップ研修等を随時開催し、コーディネーターの知識・技術の向上に努めるものとする。また、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で防災について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進（市（防災局、企画部、産業振興部）、県（経済産業局、防災安全局、建設局））

第1 企業における企業防災の推進

(1) 事業継続計画(BCP)の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命等の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の生命、身体及び財産の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏えい防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第2 企業防災力の向上の支援

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼

びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業展開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

○ 基本方針

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法(昭和25年法律第201号)を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、風水害等を始め、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

第1 市(都市建設部)及び県(建築局、関係局)

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることやブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性の向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

第2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 市は、県の行う学校、病院、大規模小売店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上

等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対する耐震診断及び耐震改修の実施の普及・啓発について、支援を行うものとする。

第3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、市が保有する次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う建築物

(イ) 避難所となる学校、市民館等の建築物

(ウ) 被災者の緊急救護所の施設となる、病院、学校等の建築物

イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市が保有する建築物の耐震性の確保

その他の市が保有する建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

第4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

市は、旧基準住宅(昭和56年5月以前着工)を対象に、耐震改修促進事業に県の助成を受け、旧基準住宅の耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとする。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

市は、旧基準木造住宅(昭和56年5月以前着工)を対象に、減災化促進に関する補助事業に県の助成を受け、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 普及・啓発

市は、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を行い、その対策を講じていただくように努めるものとする。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 市の耐震診断費補助事業への助成

市は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断費補助事業に県の助成を受け、耐震診断の促進を図るものとする。

エ 市の耐震改修費補助事業への助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に県の助成を受け、耐震改修の促進を図るものとする。

オ 建築関係団体や大学等の連携した取組

県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。また、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会による災害軽減システムの研究成果等、有効な耐震改修の技術的事項の情報を広く普及することに努めるものとする。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、県作成の建物等の分かりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえ、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

第5 都市建築物の防災対策

本市には、高層建築物や地下街はないが、都市型の建築物は急増している。このため、これらに対する災害の発生や拡大を防止するため、消防計画を基準とする消防及び避難行動について啓発等を行う。

第6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県が実施する建築士等を対象にした判定士養成講習会の開催に協力し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会(平成14年10月改組)において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第2節 防災建造物整備対策

第1 市(都市建設部)、県(建築局)及び県住宅供給公社

(1) 公共建築物の不燃化

公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

第2 市(都市建設部)及び県(建築局)

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第3 市教育委員会、県教育委員会及び私立各学校等管理者

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。
また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 化学薬品等の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第3節 交通関係施設等の整備

第1 施設管理者等

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第2 道路施設（市（都市建設部）及び県（建設局））

- (1) 道路・橋梁等の整備
 - ア 災害に強い道路ネットワークの整備
大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。
 - イ 橋梁等の耐震性の向上
 - (ア) 新設橋梁等
新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。
 - (イ) 既設橋梁等
緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。
 - ウ ライフライン共同収容施設の整備
震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

エ 道路施設の防災構造化

(ア) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。

(イ) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(ウ) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、転落防止の安全性の向上を図る。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

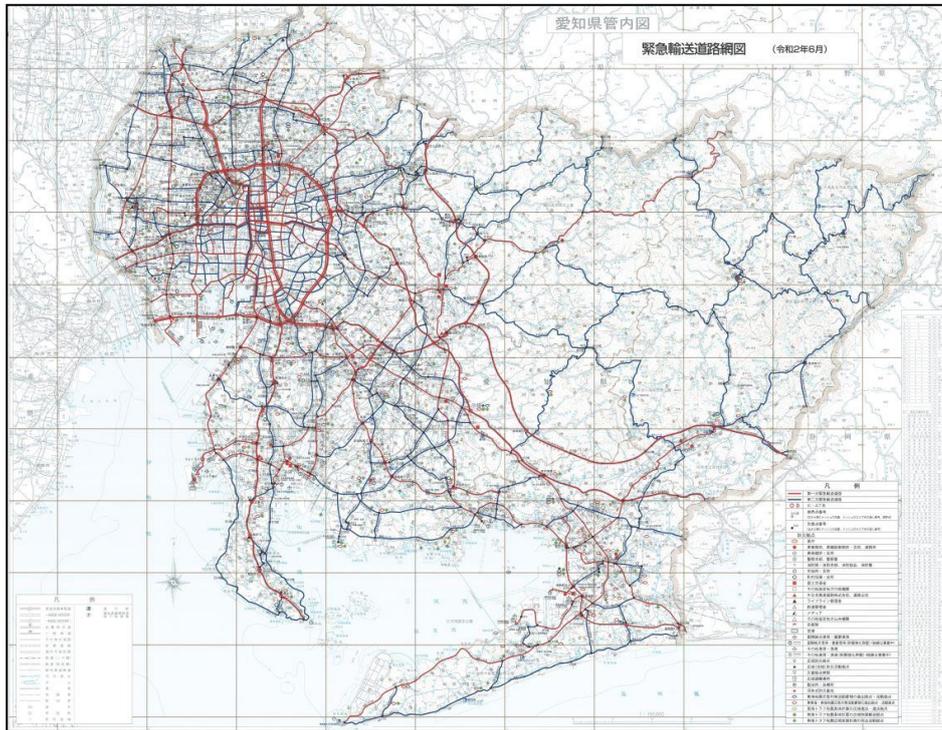
第一次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第二次緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第三次緊急輸送道路	その他の道路(※)
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第一次及び第二次緊急輸送道路から選定する。)

本市では以下の路線が緊急輸送道路に指定されている。

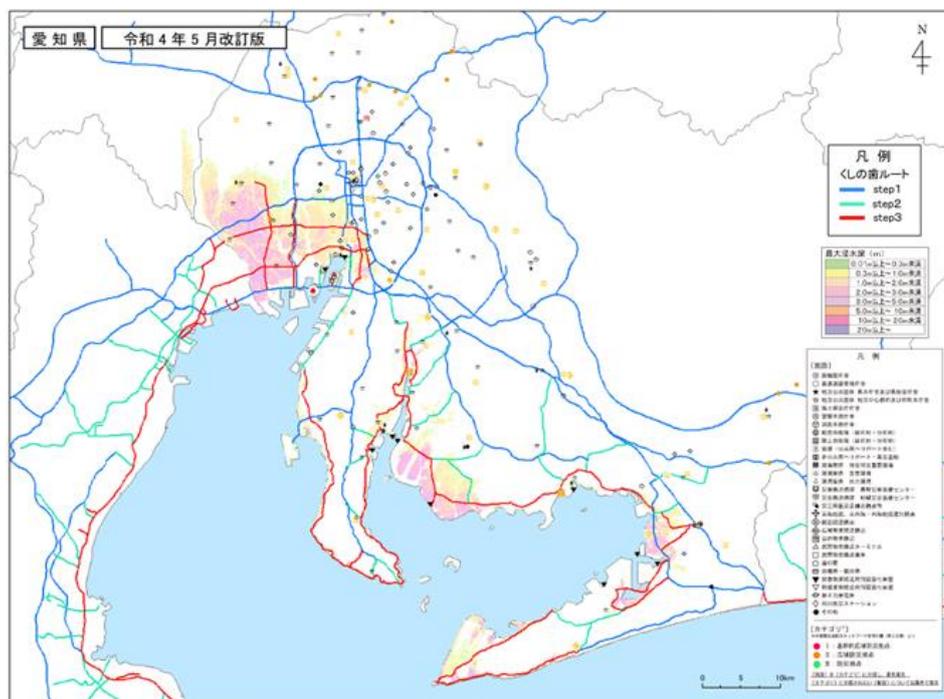
- ・ 国道 259 号(第一次)・ 国道 42 号(第二次)
- ・ 主要地方道豊橋渥美線(第一次、第二次)・ 田原臨海道路(第一次)
- ・ 主要地方道田原高松線(第二次)・ 市道岩ノ根大坪線(第二次)

(※)「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市地域防災計画で定めた緊急輸送道路で、第一次、第二次緊急輸送道路以外の道路。

■緊急輸送道路網図

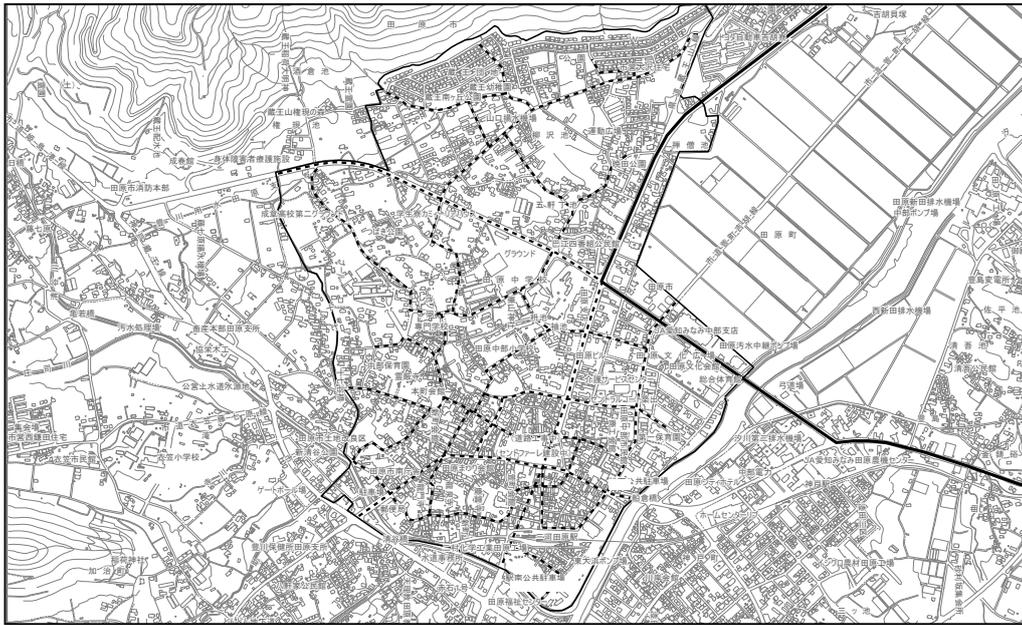


■くしの歯ルート



(3) 救急避難路の指定

市は、都市再生整備計画(田原中部市街地地区)において、地震直後の避難及び救助・救出活動を円滑かつ確実に実施するために必要な救急避難路を指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。救急避難路は、次の地図のとおりである。



凡 例	
———	都市再生整備計画（田原中部市街地地区）エリア
———	第二次緊急輸送道路
- - - - -	救急避難路

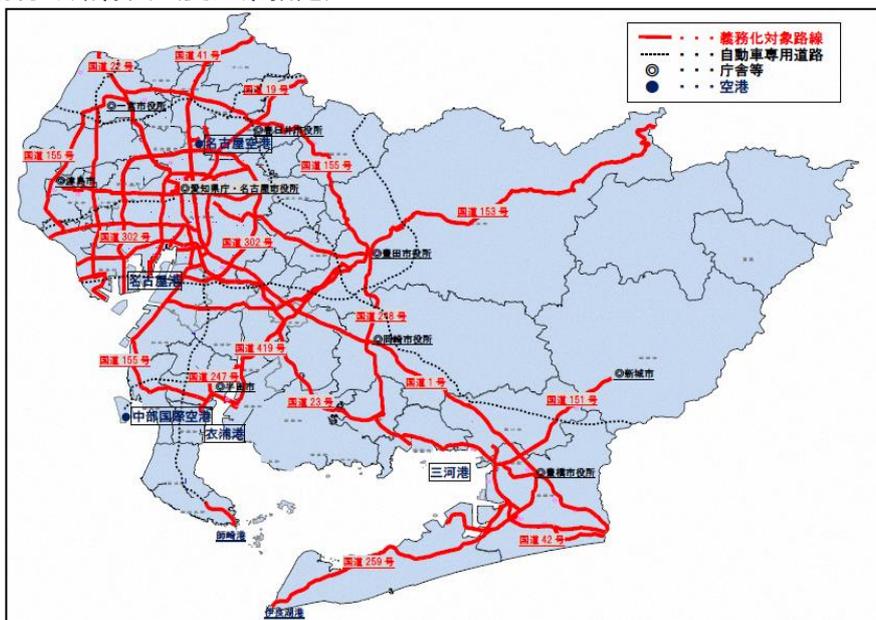
(4) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(5) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

■耐震診断義務付け路線図（愛知県指定）



(6) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順(中部版 くしの歯作戦)」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

市は、市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を迅速に実施するため、市内の土木事業者と災害応援協定を締結している。また、県の管理する道路については、県において道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

市は、地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、県は、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内・県内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接県との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

第3 交通安全対策（市（都市建設部）及び県警察）

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

第4 鉄道（豊橋鉄道株式会社）

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(3) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全

施設整備事業を推進する。

(4) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(5) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(6) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(7) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(8) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第5 港湾・漁港（市（都市建設部）及び県（建設局））

(1) 港湾

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時における海上輸送機能を確保するため耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を進める。

イ 緊急輸送道路の確保

耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。

ウ 臨港道路橋梁の耐震化等の推進

震災時に二次被害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁について優先的に耐震化を推進する。

エ 津波被害低減対策

港湾における津波被害の低減を図るため、コンテナ等の流出防止柵の設置や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。

オ 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の調査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を防止するため、防災施設の整備拡充を図る。

(2) 漁港等

- ア 臨港道路、陸揚岸壁等及び水産物の流通・生産の中核となる施設の耐震化を推進する。
また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。
- イ 外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。
- ウ ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、連絡調整を行い、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

第4節 ライフライン関係施設等の整備

第1 施設管理者、市（防災局、都市建設部）及び県（防災安全局、建設局）

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性、地震災害において耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第2 電力施設（電力事業者）

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けるよう配慮をしている。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第3 ガス施設（ガス事業者）

各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

1 地震災害対策

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値(*)、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン(cm/秒)で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

- イ 復旧動員体制(工事会社を含む。)の整備、強化を図る。
 - ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
 - エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。
 - 非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他
 - オ 教育・訓練の充実を図る。
 - カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
 - キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。
 - ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。
 - ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
 - コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。
- (5) プロパンガス集中方式をとっている地域については、事業者に対し耐震性の診断及び十分な点検・補修を行い、被害防止を指導していく。
- (6) 各戸に対し、転倒防止器具(プロパンガスボンベ利用世帯)の点検や補修を実施していくよう啓発に努める。

2 風水害対策

- (1) ガス製造設備
- ア 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
 - イ 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
 - ウ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。
- (2) ガス供給設備
- 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

3 ガス事故対策

- (1) ガス製造設備
- 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。
- (2) ガス供給設備
- ア 大規模なガス漏えいなどガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
 - イ 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

4 防災業務設備の整備

- (1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(7) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

6 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第4 上水道（市（上下水道部）及び県）

1 地震災害対策

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分な耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次被害を軽減する措置を施すことに努めると

ともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において耐震性のない铸铁管等の老朽管の更新を進めるとともに、避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤(次亜塩素酸ソーダ、塩素等)、水質検査用器具(残塩計、PH計)等の資機材を平常時から整備し、点検補修しておく。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平常時から調査しておく。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていく。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、市は飲料水兼用耐震性貯水槽の整備拡充を図っていく。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者(市長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、市の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するように指示する。また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平常時から確立しておくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

2 風水害対策

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造や嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

第5 下水道（市（上下水道部）及び県（建設局））

1 地震災害対策

下水道管理者（市及び県（建設局））は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し、被災後の状況調査等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

2 風水害対策

下水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材を平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

第6 通信施設（通信事業者）

1 地震災害対策

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 舟艇の配備
- e 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ 株式会社 NTT ドコモ

株式会社 NTT ドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 重要通信センターの分散化
- (エ) 各種災害対策機器の配備
 - a 移動無線基地局車の配備
 - b 移動電源車の配備
 - c 非常用マイクロ設備の配備
 - d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
従来の震度6に耐え得る蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度7に強化
- (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保

ウ KDDI 株式会社

KDDI 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平常時からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

- b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 国際伝送路の多ルート化
 - b 国内外代替伝送路の確保
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 国際通信設備等の応急復旧訓練
 - d 社員の非常参集訓練
 - (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
 - (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
 - (キ) 緊急輸送対策
 - 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備
- エ ソフトバンク株式会社
- ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平常時から通信設備等の信頼性向上に努める。
- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火・防潮対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 防火扉・防潮板の設置
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防

g 避難と救護

(ウ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線により基地局伝送路の検討

(カ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルート of 整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(ア) 設備の耐震対策

a 建物、鉄塔の耐震対策

b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火対策

a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(ウ) 通信網の整備

a 伝送路の多ルート化

b 主要な中継交換機の分散設置

c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

a 災害予報及び警報伝達

b 非常招集

c 災害時における通信疎通確保

d 各種災害対策用機器の操作

e 電気通信設備等の災害応急復旧

f 消防

g 避難と救護

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(キ) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、市、県、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに、電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルート
の二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の
早急な設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に
備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平常時から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施
して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 国と県を結ぶ緊急連絡用回線(ホットライン)の開設

県は、内閣総理大臣官邸や内閣府、国の非常災害対策本部と県災害対策本部長や災害
対策本部との間に、中央防災無線ネットワークを活用して開設した緊急連絡用回線(ホッ
トライン)により、国との情報の収集伝達体制を充実強化する。

キ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に
強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、
その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用
する(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできな
いが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、
大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるもの
とする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施
する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信
の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、
次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

- (イ) 非常通信訓練の実施
- (ウ) 非常通信訓練の総点検
- エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

2 風水害対策

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 施設の防災構造化
災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化を進める。
- (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化
主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- (3) 施設・設備の構造改善
災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。
- (4) 定期点検・整備の実施
定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備
災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第7 農地及び農業用施設（市（産業振興部）及び県）

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

- (1) 排水機、樋門、水路等の整備
排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。
- (2) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず、公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

第5節 文化財保護対策

第1 市（教育部）及び県（県民文化局）

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高め、文化財防火デーなど防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺の環境整備
文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

第2 平常時からの対策

- (1) 市は、国指定、県指定、市指定の文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存(保管)状況の掌握に努める。なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - イ 所有文化財名(指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他)
 - ウ 防災関係の状況(防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他)
 - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 所有者(管理者)に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を活用し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (3) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (4) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上、報告を受ける。
- (5) 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

第3 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重要文化財(建造物)の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底

(6) 県の指導・助言

第4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第6 応援協力体制

市は、文化庁、県の協力を得て、緊急避難用保管場所(博物館、資料館等)の確保など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有するものを派遣し、適切な対応が図れるよう応援協力体制の確立を図るものとする。

第3章 都市の防災性の向上

○ 基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備及び建築物の耐震化や不燃化を促進し、さらに都市基盤施設の整備が不十分な密集市街地等では、防災対策に資する計画的な都市基盤整備の促進及び土地利用規制・誘導等により災害に強いまちづくりを推進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画

第1 市（都市建設部）及び県（都市・交通局、建築局）

(1) 街路の整備

市街地道路の整備、拡幅により市街地に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

(2) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また火災の延焼を防止する緑地帯の形成や地震・火災の際の一時避難所として機能する防災・避難緑地の整備を推進する。

(3) 土地利用の規制及び誘導

住宅等の密集地や低地の市街地において、耐浪対策や狭隘道路の解消、建物の耐震化、不燃化等、災害に強いまちづくりの推進のための規制・誘導を図る。

第2 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき地震、火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災街区等整備対策

第1 市（都市建設部）

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ防火地域及び準防火地域を指定し、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

第2 県（都市・交通局、建築局）

(1) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を県知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

第3 市（都市建設部）、県（都市・交通局、建築局）、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社

(1) 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

第4 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第3節 建築物の不燃化の促進

第1 市（都市建設部）及び県（都市・交通局、建築局）

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地には建築物が密集しており、地震による火災の被害が生じるおそれ大きい。このため、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

イ 建築基準法の防火規定

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については、屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていく。

□建築基準法の防火規制

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000 m²を超える建築物は、避難施設、消火設備等を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ 上記イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 防災空間の整備拡大

第1 市（都市建設部）及び県（都市・交通局、建築局）

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進してきたが、今後も都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難地、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

(2) 街路の整備

街路は、災害時において機動性を確保する上で重要なものであるとともに、火災の延焼防止や一時的な避難場所としての役割を持つものであるから、街路の配置、幅員、構造は防災の目的を加味して計画する。

(3) 防災拠点の整備

市では、防災備蓄倉庫の整備や、市全体の中核的防災施設として、防災中枢機能をもった防災センターを整備した。今後も施設等の充実を図る。

第5節 都市排水対策

第1 市（上下水道部）

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設けるとともに、排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設けるとともに、排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第2 関連調整事項

(1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

(2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。

(3) 下水道管理者（市及び県（建設局））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設

等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第4章 孤立対策

○ 基本方針

地震災害時等に道路や海路が不通になり孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

第1節 孤立危険地域の把握

第1 市（防災局、消防部）による孤立危険地域の把握

市は、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくものとする。南海トラフ地震・津波を想定した場合、堀切町・日出町・伊良湖町・西山町・亀山町・小中山町・中山町・白谷町などが孤立の危険性が高い。

第2節 孤立への備え

第1 市（防災局、消防部、都市建設部）

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることとする。

イ 市は、集落と市との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努めることとする。

ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討することとする。

イ 市は、ヘリコプター離着陸適地を、ヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。

また、生地着陸の可能な箇所(田畑、農・林道等)もリストアップしておくこととする。

ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイクや船舶等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、地震発生時の孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

第2 県（防災安全局）による孤立対策支援

市の実施する孤立対策を支援するものとする。

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

○ 基本方針

地震や降雨により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

液状化(クイック・サンド現象)危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

市は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

第1 市(都市建設部)及び県(関係局)

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法(平成元年法律第84号)の基本理念を踏まえ、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法(昭和43年法律第100号)を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

第1 市(都市建設部、防災局)及び県(防災安全局、建築局)

(1) 液状化危険度の周知

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新潟地震を契機に問題となってきた。

近年、液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物など対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の実施を促進することが大切である。

本市においては、平成23年度に「田原市東海・東南海・南海地震の地震被害想定調査」を行い、想定東海・東南海・南海地震連動発生時の液状化の危険度を調査した。また平成23年度～25年度には「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」が行われた。それらの結果や、平成26年度に行った「田原市南海トラフ地震被害予測調査」結果を

防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

第1 市（都市建設部、防災局）及び県（建設局）

(1) 造成宅地防災区域の指定

市は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落やがけ崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(2) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(3) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

第1 県（建設局、建築局、農林基盤局）

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次行うものとする。(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(2) 山地災害危険区域の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇

所(土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。

基礎調査結果の公表に当たっては、特別警戒区域に相当する区域が分かるよう努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう、市とともに規制・指導をする。

なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発令判断を位置付けることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

第2 市（都市建設部、防災局）

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ⑦ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における④に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、①に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう、県の関係局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5節 地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じるおそれがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないように地盤沈下防止対策を実施する。

第1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（建設局、環境局、保健医療局、経済産業局、農林基盤局、都市・交通局、企業庁）における措置

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。

(2) 地盤沈下防止対策等の実施

工業用水法により指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制指導を行う。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

第2 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水揚水の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。

(3) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防の嵩上げなどの防災対策を進めるよう考慮する。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

第1 市（都市建設部）及び県（建築局）

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めることとしており、市としてもこれに協力する。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとして体制整備を図る。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

○ 基本方針

地震・津波災害又は風水害等発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

第1 市（防災局、消防部、都市建設部、教育部）、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害又は風水害等発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に構ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、

機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 県、市町村及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の

強を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 防災カメラシステムの整備強化

市は、災害時の情報収集体制の強化及び避難支援のため、防災カメラシステムの無線化等の整備強化に努める。

(12) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

(13) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所及び各小中学校の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。また、県は、県庁、愛知県東三河総局（以下「東三河総局」という。）及び県民事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(14) 市消防施設等の整備促進

市は、消防・救急に係る消防施設及び資機材の充実を図るため、県の補助金や、救急業務を促進するために設けられた補助制度を活用しつつ、積極的にその整備を促進する。

(15) 市が保有する施設の自衛消防体制の整備

市は、防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛消防体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(16) 化学消火薬剤等の備蓄

市は、危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

第2 市消防機関（消防部）

消防ポンプ自動車・救急自動車、救急用資機材等の消防設備、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

第3 水防機関（市（消防部、都市建設部））

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備、改善並びに点検する。

第4 県（防災安全局）

- (1) 防災資機材整備に対する援助
市における防災資機材の整備に必要な援助を行うものとする。
- (2) 市業務継続計画(BCP)等の策定促進
県は、市業務継続計画(BCP)や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。
- (3) 教育訓練の実施
消防学校において、風水害・地震等の災害に対処し得る人材を養成するため、防災関係者に必要な教育訓練を行うものとする。
- (4) 防災行政無線等の有効活用
県は、迅速で確実な災害対策を取るために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。
- (5) 防災情報システムの整備
県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。
- (6) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備
ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。
イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。
ウ 防災ヘリコプターの運航に当たり、消防業務にも有効活用するため、市消防職員を県職員に任命(併任)し、県、市が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。
- (7) 市消防施設の整備促進
ア 県は、市の実施する消防・救急に係る消防施設の充実のため、補助金を交付し、また、救急業務を促進するため補助制度を設けてきたところであるが、今後も積極的にその整備を推進する。
イ 県は、大地震に耐える防火水槽の設置及び住民による可搬式動力ポンプの操作が、より効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。
ウ 県は、石油コンビナート区域等における災害に対処させるため、石油コンビナート用消防施設の整備を促進する。
- (8) 県有施設の自衛消防体制の整備
県は、防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。
- (9) 化学消火薬剤等の備蓄
県は、石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火剤等を備蓄する。

第5 県警察

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

第6 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構及び県（建設局）

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注)気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

第7 情報の収集・連絡体制の整備等（防災局）

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信施設・設備等

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第8 救助・救急等に係る施設・設備等（消防部）

人命救助に必要な救助用設備・救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

第9 道路等の復旧に係る施設・設備等（都市建設部、消防部）

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路の冠水や地震災害により一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

第10 消防広域化の推進等及び防災担当者の教育訓練の実施（防災局、消防部）

大地震に対処するため、防災資機材の整備だけでなく、消防の広域化を推進するとともに、救急業務実施体制の整備を図る。

また、それと同時に地震災害に対処すべき防災関係者においては、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得に努める。

第11 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市又は県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市又は県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確保を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

第12 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可

エネルギーを把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

第13 災害廃棄物処理に係る事前対策（市民環境部）

- (1) 市災害廃棄物処理計画

市は、田原市災害廃棄物処理計画(平成28年11月)に基づき、仮置場についてコミュニティ協議会と調整するとともに、災害ごみや避難所でのごみの出し方の周知に努めるものとする。

- (2) 県災害廃棄物処理計画

県(環境局)は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他都道府県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

- (3) 広域連携、民間連携の促進

市、県(環境局)及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に努めるものとする。

また、市は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市市民環境部、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第14 罹災証明書等の発行体制の整備（総務部、市民環境部、渥美支所部）

- (1) 市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7章 避難行動の促進対策

○ 基本方針

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動を取れるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

第1 市（防災局）

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、取るべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2 県（防災安全局）

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム(Lアラート)を活用するための体制を整備する。

第3 市（防災局）、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

第1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

■指定緊急避難場所

1 緊急避難場所（地震避難場所）

連番	避難場所名	所在地	電話番号 (0531)	施設 管理者	面積 (㎡)	収容 可能 人員	対象とする異常な現象の種類						
							洪水	がけ崩れ、 地滑り等	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫
1	六連小学校運動場	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会	8,811	8,811				○	○	○	
2	東部中学校運動場	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会	21,183	21,183				○	○	○	
3	愛知みなみ農協 ふれあい支店前広場	神戸町堀池 97-3	22-2081	民間	4,000	4,000				○	○	○	
4	神戸小学校運動場	神戸町殿畑 26	22-0542	教育委員会	12,306	12,306				○	○	○	
5	大草小学校運動場	大草町東畑 43-2	22-0702	教育委員会	9,270	9,270				○	○	○	
6	田原東部市民館前広場	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	6,400	6,400				○	○		
7	田原東部小学校 運動場	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会	8,171	8,171				○	○	○	
8	田原南部市民館前広場	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	1,500	1,500				○			
9	童浦小学校運動場	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会	11,803	11,803				○	○	○	
10	童浦市民館前広場	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会	2,634	2,634				○	○		
11	笠山農村広場	浦町笠山 12-3	23-3517	市	11,017	11,017				○	○	○	
12	田原中学校運動場	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会	18,958	18,958				○	○	○	
13	田原中部小学校 運動場	田原町殿町 33	22-1245	教育委員会	6,941	6,941				○	○	○	
14	成章高校運動場	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県	23,774	23,774				○	○	○	
15	衣笠小学校運動場	田原町東栄蔵 70	23-1818	教育委員会	15,319	15,319				○	○	○	
16	芦ヶ池農業公園 サンテーム前広場	野田町芦ヶ池 8	25-1234	市	1,500	1,500				○		○	
17	ふるさと教育センタ 一屋外運動場	野田町籠田 3	36-6614	教育委員会	16,416	16,416				○	○	○	
18	野田小学校運動場	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会	9,382	9,382				○	○	○	
19	高松小学校運動場	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会	7,539	7,539				○	○	○	
20	赤羽根中学校運動場	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会	13,871	13,871				○	○	○	
21	若戸小学校運動場	若見町小山 20	45-2008	教育委員会	5,230	5,230				○	○	○	
22	和地市民館前広場	和地町地蔵田 30	34-4050	教育委員会	1,725	1,725				○	○		
23	伊良湖岬小学校 運動場	小塩津町宮構 2-7	38-0200	教育委員会	7,224	7,224				○	○	○	
24	渥美運動公園野球場	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会	8,400	8,400				○	○	○	
25	旧伊良湖小学校 運動場	日出町大越 1265	35-6900	教育委員会	5,834	5,834				○	○	○	
26	亀山小学校運動場	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会	8,286	8,286				○	○	○	
27	中山小学校運動場	中山町天白 1-1	32-0004	教育委員会	11,437	11,437				○	○	○	
28	福江中学校運動場	中山町北松洲 4	32-0112	教育委員会	24,287	24,287				○	○	○	
29	福江小学校運動場	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会	10,956	10,956				○	○	○	
30	清田小学校運動場	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会	10,339	10,339				○	○	○	
31	泉小学校運動場	江比間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会	10,097	10,097				○	○	○	
32	泉市民館前広場	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会	1,347	1,347				○	○		
33	津波避難施設（小中 山総合会館）	小中山町新田一本松 下 132-1	32-0226	自治会	390	286				○	○		
34	津波避難施設（六所 神社東側）	小中山町北郷 75 他	—	市	380	295				○	○		
35	津波避難施設（小中 山児童公園）	小中山町八幡上 363-14	—	市	715	591				○	○		
36	津波避難施設（医王 寺南側駐車場）	小中山町一本松 13-2	—	市	235	189				○	○		

※33～36の収容可能人員は、健常者を1㎡とし、要支援者2㎡の使用を考慮して積算

2 緊急避難場所（風水害避難所）

連番	避難施設名	所在地	電話番号 (0531)	施設 管理者	面積 (㎡)	収容 可能 人員	対象とする異常な現象の種類						
							洪水	地 滑り 等	が け 崩 れ	高 潮	地 震	津 波	大 規 模 な 火 事
1	六連市民館	六連町西ノ川 51	27-0019	教育委員会	515	155	○	○	○				○
2	神戸市民館	神戸町前畑 19	22-0980	教育委員会	1,242	373	○	○	○				○
3	大草市民館	大草町北神 35-1	22-6276	教育委員会	499	150	○	○	○				○
4	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	899	270	○	○	○				○
5	田原南部市民館	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	520	156	○	○					○
6	童浦市民館	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会	830	249	○	○	○				○
7	華山会館	田原町巴江 12-1	22-1700	教育委員会	2,227	668	○	○	○				○
8	衣笠市民館	田原町栄巖 51	23-2326	教育委員会	1,129	339	○	○	○				○
9	野田市民館	野田町籠田 66	25-0004	教育委員会	523	157	○	○	○				○
10	高松市民館	高松町中村 69-1	45-3650	教育委員会	896	269	○	○	○				○
11	赤羽根市民館	赤羽根町天神 60	45-5210	教育委員会	899	270	○	○	○				○
12	若戸市民館	若見町新居 6	45-4300	教育委員会	897	269	○	○	○				○
13	和地市民館	和地町地蔵田 30	34-4050	教育委員会	394	118	○	○	○				○
14	堀切市民館	堀切町西猫池 97-1	34-2012	教育委員会	656	197	○	○	○				○
15	伊良湖市民館	伊良湖町渡川 321	34-2755	教育委員会	361	109	○	○	○				○
16	亀山市民館	亀山町小中原 82	34-2833	教育委員会	352	106	○	○	○				○
17	中山市民館	中山町神明前 146-1	34-1271	教育委員会	1,060	318	○	○	○				○
18	福江市民館	福江町中紺屋瀬古 8	34-3881	教育委員会	1,082	325	○	○	○				○
19	清田市民館	古田町宮ノ前 32-1	33-0783	教育委員会	536	161	○	○	○				○
20	泉市民館	江比間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会	760	228	○	○	○				○

※災害規模等状況により、風水害避難所で避難者を収容できなくなった場合は、地震避難所を活用する。また、状況に応じて、地区集会所や公民館等を地域の風水害避難所として開設する場合がある。

第2 広域避難場所

市長は、住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。

なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図る。指定緊急避難場所のうち、「大規模な火事」として27か所を選定済み。

- (1) 広域避難場所は、大震火災又は都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

- (5) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町丁目・字単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

第3 一時避難場所

市は、避難場所や避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地、津波避難施設等を一時避難場所として選定し、確保する。なお、避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては、原則、広域避難場所と同様の取扱いとする。

なお、津波避難困難地域においては、地域の実情等を踏まえ高台等の避難場所を整備する。その際の1人当たりの必要面積は、要配慮者等に十分配慮した上で、地域の状況に即した最小限のスペースとする。

第4 避難路の選定

市は、緊急避難場所を指定し、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難道路及び救急避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

第1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

- ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。
- イ 津波災害事象の特性に留意すること。
- ウ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報
 - (ウ) 海岸の水位情報
 - (エ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
 - (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- エ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

オ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

(ア) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域）

(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

(ウ) 田原市南海トラフ地震被害予測調査（平成27年3月）の浸水想定区域

(エ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域

(オ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域

カ 情報の提供に当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに、避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取るべき避難行動が分かるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

キ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ただし、津波災害の場合、津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。

ク 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

(ア) 避難情報を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

(エ) 津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。

ケ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難情報の発令を検討すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(河川・海岸管理、水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合において、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

第1 市（防災局、健康福祉部、教育部）及び防災上重要な施設の管理者

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所解放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第2 土砂災害警戒区域対策

市は、市地域防災計画において、土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定める内容については、本編第5章第4節に定めるところによ

る。

第3 避難行動要支援者の避難対策

本編第8章第2節「要配慮者の支援対策」参照

第5節 避難に関する意識啓発

第1 市（防災局）、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台

市及び県は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等又は洪水による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、指定避難所、緊急避難場所及び避難所の指定を行い、次の事項につき、住民等に対する周知徹底に努めるものとする。また、緊急避難場所等の設置に当たっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置を取る。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と、指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）。
- ・洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障

を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。
- ・市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る最善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

○ 基本方針

市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。

市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府）や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを参考として、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

第1 市（防災局、健康福祉部、教育部）

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップの基に避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や市民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の法施行令に定める基準に従って指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

(ア) 避難者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物

- があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。
- (イ) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。
 - (ウ) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。
 - (エ) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。
 - (オ) 津波による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
 - (カ) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
 - (キ) その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所であるものとする。
- イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化をしておくことが望ましい。
- ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

〔一人当たりの必要占有面積〕

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
 - カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
 - キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- (3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液、非接触型の体温計等の感染症予防資機材の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や、更

衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレやスロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、防災カメラ映像受信設備、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に作成した避難所運営チェックマニュアルに基づき、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

ウ 避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルスを含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ク 市は、感染症のおそれがある場合には、災害種別に捉われない避難所の開設のほか、使用可能な公共施設、地区集会所等を避難所とするなどを検討し、必要な避難スペースの確保に努めるものとする。

ケ 市は、市民に対し、あらかじめ友人・知人や親せき宅等へ避難することについて、事前に検討するよう呼びかけるものとする。

■指定避難所

1 避難所（地震避難所）

連番	避難施設名	所在地	電話番号（0531）	施設管理者	面積（㎡）	収容可能人員
1	六連小学校	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会	2,049	1,241
2	東部中学校	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会	9,782	5,928
3	神戸市民館	神戸町前畑 19	22-0980	教育委員会	1,205	730
4	神戸小学校	神戸町殿畑 26	22-0542	教育委員会	6,061	3,673
5	大草小学校	大草町東畑 43-2	22-0702	教育委員会	2,266	1,373
6	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会	899	544
7	田原東部小学校	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会	3,075	1,863
8	田原南部市民館	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会	520	315
9	童浦小学校	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会	4,212	2,552
10	童浦市民館・ 浦区事務所	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会 浦区	1,757	1,064
11	田原中学校	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会	9,601	5,818
12	田原中部小学校	田原町殿町 33	22-1245	教育委員会	6,205	3,760
13	成章高校	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県	10,460	6,339
14	衣笠小学校	田原町東栄巖 70	23-1818	教育委員会	3,920	2,375
15	芦ヶ池農業公園サンテドーム	野田町芦ヶ池 8	25-1234	市	1,770	1,072
16	野田小学校	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会	3,622	2,195
17	高松小学校	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会	2,733	1,656
18	赤羽根中学校	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会	5,930	3,593
19	若戸市民館	若見町新居 6	45-4300	教育委員会	897	543
20	和地市民館	和地町地蔵田 30	34-4050	教育委員会	394	238
21	伊良湖岬小学校	小塩津町宮構 2-7	38-0200	教育委員会	1,759	1,066
22	渥美運動公園体育館	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会	3,448	2,089
23	伊良湖市民館	伊良湖町渡川 321	34-2755	教育委員会	921	558
24	亀山小学校	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会	2,094	1,269
25	中山小学校（第1次）	中山町天白 1-1	32-0004	教育委員会	4,546	2,755
26	福江中学校	中山町北松淵 4	32-0112	教育委員会	5,649	3,423
27	福江小学校	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会	4,224	2,560
28	清田小学校	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会	2,859	1,732
29	泉小学校（第1次）	江比間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会	3,875	2,348
30	泉市民館（第1次）	江比間町二字郷中	34-0175	教育委員会	760	460
31	渥美文化会館（第2次）	古田町岡ノ越 6-4	33-1000	教育委員会	7,706	4,670
32	福江高校体育館（第2次）	古田町岡ノ越 6	32-0132	愛知県	1,417	858

※1 収容可能人員は、1人当たり1.65㎡を必要として算出

2 小、中学校の長期避難については、体育館、武道場、教室等を使用

3 上記のほか、長期避難については、建物の安全を確認した上、状況により市総合体育館、各地区集会所・公民館等を使用

2 福祉避難所

区分	避難施設名	所在地	電話番号 (0531)	施設管理者	受入対象者	利用可能 面積 (㎡)	収容 可能人員
1	田原福祉グローバル 専門学校	田原町中小路 11-1	22-3939	社会福祉法人 福寿園	要配慮者	823	205
2	赤羽根福祉センター	赤羽根町赤土 1	45-3499	市	要配慮者	440	110
3	渥美福祉センター	保美町寺西 21-10	33-0386	市	要配慮者	836	209
4	華山会館	田原町巴江 12-1	22-1700	教育委員会	要配慮者	578	144

- ※1 受入対象者には、その家族等を含むものとする。
 ※2 収容可能人員は、1人当たり4㎡を必要として計算
 ※3 被災状況に応じて、田原福祉センターを活用

第2節 要配慮者の支援対策

第1 市（防災局、健康福祉部、企画部）、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携の基に、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震・風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※なお、津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、本編第11章津波等災害対策を参照のこと。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、

近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるように、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画(附属資料)に定めるとともに、市民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者

が利用する施設で当該施設の利用者の土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第2 避難行動要支援者名簿の作成（市（防災局、健康福祉部））

- (1) 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

- (3) 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。
- ア 田原市消防本部
 - イ 愛知県警察
 - ウ 民生委員・児童委員
 - エ 田原市社会福祉協議会
 - オ 自主防災会及び自治会
 - カ その他避難支援等の実施に携わる関係者
- (4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
- ア 要介護認定3～5を受けている者
 - イ 身体障害者手帳1・2級を所持する者
 - ウ 療育手帳Aを所持する者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - オ 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯の者
 - カ その他支援を必要とする者
- (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
 - イ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。
 - ウ 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めるものとする。
- (6) 避難行動要支援者名簿の更新
- 市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (7) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置
- 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- イ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - ウ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導すること。
 - エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (8) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (9) 個別避難計画の作成等
- ア 個別避難計画の作成
 - 市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。
 - イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供
 - 市町村は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。
 - 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。
 - また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。
 - ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合
 - 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3節 帰宅困難者支援体制の整備

第1 市（防災局、企画部）及び県（防災安全局）

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施

する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

第2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設(滞在場所)の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

○ 基本方針

市は、県の協力を得て、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。

第1節 火災予防対策等に関する指導（市（消防部、防災局））

第1 市の火災予防対策の指導等

(1) 一般家庭に対する指導

市は、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱いを指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途等に応じて計画的に実施し、常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第2 市（消防部、防災局）及び県（防災安全局）による危険物施設等の保安確保の指導

(1) 危険物等の保安確保の指導

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。なお、市は、田原市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感

震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第3 県（防災安全局）による保安教育の徹底

(1) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 消防設備士教育の徹底

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

第2節 消防力の整備強化（市（消防部））

第1 消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画を立てて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性防火水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

(3) 消防水利の確保

消防活動に必要な消防水利の確保については、水道送・配水管の破損等による消火栓の使用不能の状態が予想されるため、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であり、市内に飲料水兼用の耐震性貯水槽などを設置し水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大を図るとともに、大口径送・配水管への消火栓設置について検討する。

イ 消防水利確保のため、耐震性防火水槽の設置を順次進めていく。なお、設置については、道路計画、都市計画等総合的立場で検討する。

(4) 化学消防力の整備強化

大震火災時における道路交通障害等による消防ポンプ自動車の進入不能及び大規模工場等の火災、港湾等における危険物、重量構造物等の破壊により多くの人命の危険が予想されるため、消防力の化学・機械化を図る必要があり、化学車、オイルフェンス及び救助工作車の整備拡充を一層推進する。

(5) 消防団の機能強化

消防団は、①市民に対する出火防止の広報 ②初期消火、救助活動 ③常設消防隊に協力しての火災防御 ④避難情報の伝達及び誘導 ⑤情報の収集及び伝達をその任務としているが、機材等不十分であるため、その改善、充足を図るとともに、訓練の実施等による

質的向上も図る。

第3節 危険物施設防災計画（市（消防部）、県（防災安全局））

第1 市及び県（防災安全局）の立入検査等

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

第2 危険物施設の管理者による自主防災体制の確立

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)、第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会を捉えて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画（関係部局）

第1 高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）の管理者

高圧ガス製造施設は、耐震構造を始め高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定を遵守するほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備(貯蔵設備を含む。以下同じ。)の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をするように努める。また、緊急遮断弁は、感震器と連動させるように努める。

イ 塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をするように努める。

ウ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせるよう努める。

エ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とするよう努める。

オ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。また、遠隔操作ができる構造とする。

カ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とするよう努める。また、操作パネルには、手すりを設ける等、地震時にも操作ができるよう努める。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画（県（保健医療局））

第1 県（保健医療局）による危険防止対策

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第10章 水害予防対策

○ 基本方針

- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の推進を県に働きかける。
- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

第1節 治山対策

第1 中部森林管理局及び県（農林基盤局）

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵（かん）養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

第2 関連調整事項

- (1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- (2) 山地災害危険箇所に関する資料を市に提供し、市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- (3) 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。
- (4) 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。
- (5) 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

第1 市（都市建設部）

(1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市町村長の助言・勧告

市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第2 市（都市建設部）及び県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）

(1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 施設管理者等に対する情報の提供

市は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

[山地災害危険地区等の定義]

危険地区、危険箇所等の名称		定 義
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	地すべり危険地区	地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区
山地災害危険地区の「準用地区」		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外でも、一定以上の危険度がある地区(要配慮者利用施設周辺地区のみに適用)
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、旅館、発電所等の公共施設ある場合を含む。)に被害が生じるおそれのある溪流

	地すべり危険箇所	地すべりが発生しているあるいは発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。)ある箇所
土砂災害に注意が必要な箇所		土砂災害危険箇所以外で斜面上部(斜面の肩からおおむね10m以内)、斜面(勾配10度以上の斜面)及び斜面下部(斜面下端からおおむね50m)の範囲(要配慮者利用施設周辺箇所のみ)に適用

[土砂災害警戒区域等の定義]

土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面の上端から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面下端から斜面の高さの2倍以内)の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流・急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

要配慮者利用施設	
① 児童福祉施設 ② 老人福祉施設 ③ 介護保険施設 ④ 障害者支援施設 ⑤ 障害福祉サービス事業所 ⑥ 身体障害者社会参加支援施設 ⑦ 福祉ホーム ⑧ 精神障害者退院支援施設 ⑨ 重症心身障害児(者)通園事業 ⑩ 地域活動支援センター ⑪ 医療提供施設 ⑫ 幼稚園 ⑬ その他 ア 生活保護法第38条第1項に基づく施設 イ 学校教育法第72条に規定する学校施設 ウ その他要配慮者に関連する施設	

(3) 施設の管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

第3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)の措置を行わなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第3節 砂防対策

第1 市（都市建設部）、中部地方整備局及び県（建設局）

(1) 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の侵食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

(4) 総合土砂災害対策

近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

中でも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため市は、県と名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制の整備に努める。

また、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

大規模な土砂災害が急迫した場合は、さらに同法に基づき、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、市はその結果を土砂災害緊急情報として受け、警戒避難体制の整備に努める。

第2 関連調整事項

(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それを基に防止工事を実施するよう考慮する。

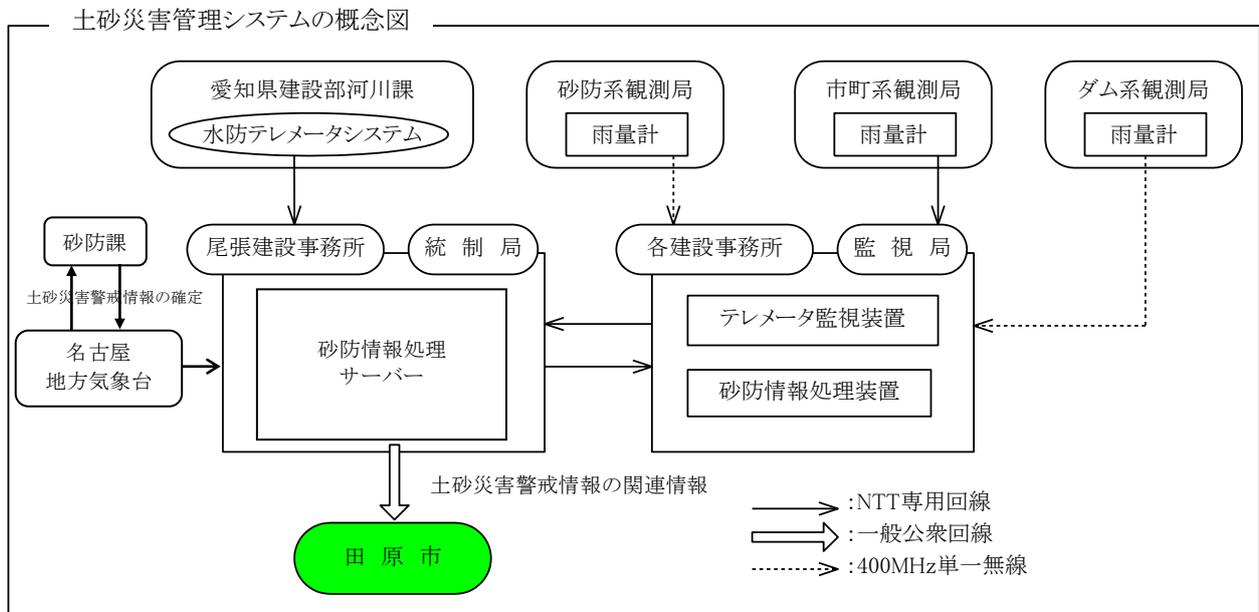
(2) 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。

(3) 県は、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を市へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難指示の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置付けることなどについて市を支援する。

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、警戒避難体制に

関する事項について、市地域防災計画に定めるものとする。

- (4) 市は県から、土砂災害監視システムにより警戒又は避難を行うための雨量の参考値の提供を受ける。県と名古屋地方気象台とが連携した土砂災害警戒情報とこれに関連した情報を受け、市の行う警戒避難活動に活用する。



第4節 河川防災対策

第1 市（都市建設部）、中部地方整備局及び県（建設局）

(1) 河川維持修繕

平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(2) 河川改修

市が管理する河川については、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市へ提供するとともに住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るためインターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められた河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(6) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第2 関連調整事項

- (1) 水源から河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。
また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 総合排水の見地より市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (4) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第5節 海岸防災対策

第1 市（都市建設部）及び県（建設局、農林基盤局）

(1) 高潮・波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波による塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。特に、遠州灘沿岸の侵食防止を重点的に推進する。

(3) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、

船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。

第2 関連調整事項

- (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸(国土交通省水管理国土保全局所管)、港湾海岸(国土交通省港湾局所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)及び農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。
- (3) 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和の取れた海岸保全事業を実施するよう考慮する。
- (4) 港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

第6節 浸水想定区域における対策

第1 洪水浸水想定区域の指定(中部地方整備局、県(建設局)における措置)

- (1) 区域の指定
中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警報水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (2) 市への情報提供
中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。

第2 雨水出水浸水想定区域の指定(市(都市建設部)、県(建設局)における措置)

- (1) 区域の指定
市又は県は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (2) 市への情報提供
県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。

第3 高潮浸水想定区域の指定(県(建設局)における措置)

- (1) 区域の指定
県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、市に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。

○水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)
---------	----------------------------------

第4 浸水想定区域のある市町村における措置(市(防災局、関係課))

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。)

(ア) 地下街等(※)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)

(イ) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ(防災マップ)の配布

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の

条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市町村長の助言・勧告

市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)の措置を行わなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第6 市における措置（都市建設部、防災局）

(1) ハザードマップ(防災マップ)の作成・配布

市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、住民、滞在者その他の者に知らせるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の作成・配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

第7節 農地防災対策

第1 市（産業振興部）、東海農政局、県（農林基盤局）及び土地改良区

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐、その他附帯施設の改修を行う。

市では、従来から農業用水確保のためにため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を常に把握し、補強改良工事を実施し、漏水による下流域の災害を未然に防止するよう努めるとともに土地改良の推進を図る。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

第2 関連調整事項

- (1) ため池等の被災は、農地・農業用施設のみならず、公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに、脆弱性が確認された場合は改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第11章 津波等災害対策

○ 基本方針

市は、津波等災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

津波の想定に当たっては、古文書等の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査により、できる限り過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

市は、必要性に応じてその詳細な被害想定を行うものとし、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできる限り定量的に示すとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、住民、市、県等関係機関が、様々な対策によって被害軽減を図ることとし、市は、地震・津波防災戦略(アクションプラン)や南海トラフ地震津波避難対策緊急事業計画に基づき、また津波防災地域づくり推進計画を策定し、津波等による被害を考慮し、その対策を着実に取り組むものとする。

第1節 総合的な津波災害対策の基本的な考え方

市は、津波等災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを原則とするが、市民の生命、身体及び財産を第1線で守らなければならない責務を持つ市としては、可能な限り、最大クラスの津波を想定し、防災対策を推進するものとする。

(1) 最大クラスの津波(理論上最大想定モデル)

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上と可能な限り海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地の嵩上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波(過去地震最大モデル)

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を促進させるものとする。

第2節 津波に強いまちづくり

第1 主要交通・通信機能の強化(市(消防部、都市建設部)、県)

市及び県は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携強化、津波に対する安全性の確保等に努める。

第2 海岸保全施設等の整備(市(都市建設部)、県)

(1) 海岸堤防・防潮堤、防潮樋門等海岸保全施設の整備や津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化、施設の非常用発電装置の整備

を図るとともに、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、各施設の耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

市は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の整備を促進する。

また、河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定め、被災防止措置を講ずるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第3 津波に強いまちの形成（市（防災局、産業振興部、都市建設部、関係部）及び県）

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域で定めた一時避難場所にできる限り短時間で避難が可能となるような避難路の整備や避難対象人口の規模に応じた避難場所の整備を図るほか、沿岸地域の防災拠点や情報基盤の整備、改修、重要施設の高台移転など、津波に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を検討する。

また、平成24年度末に策定した「地震・津波防災戦略－緊急地震・津波5箇年計画(アクションプラン)」、平成26年度末に策定した「南海トラフ地震津波避難対策緊急事業計画」を着実に推進する。さらに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を策定し、ハード・ソフト施策を組み合わせた多重防御による津波防災対策を推進する。

1 避難施設、公共施設、重要施設等の整備

ア 津波災害のおそれのある地域については、できる限り短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設を計画的に整備するとともに、民間施設の活用や建築物、公共施設の耐浪化等に努めるものとする。

イ 公共施設や要配慮者に関わる施設等は、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所、情報通信施設の整備など施設の防災拠点化を図るものとする。

ウ 庁舎や消防署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

エ 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの充実整備を促進するものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

- ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (イ) 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画
 - (ウ) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

(2) 海岸

- ア 堤防護岸の改良、補強及び耐震化
津波等により浸水することを防ぐため、地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所の嵩上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進する。
- イ 水門、陸閘等の改築、補修
水門、陸閘等については、地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。
- ウ 背後地が低い海岸堤防の対策
背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。

(3) 河川

- ア 水門、樋門、排水機場等の耐震化
河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。
排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。
また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。
- イ 河口部や背後地が低い河川の対策
河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

第4 津波災害警戒区域の指定（防災局、都市建設部）

- (1) 津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域等の指定があったときは、市は、本計画において当該区域ごとに次の事項について定めるものとする。
 - ア 津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - ウ 津波避難訓練に関する事項等
 - エ 要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等
- (2) 市は、次の事項を記載した印刷物の配布などにより住民に周知させるものとする。

- ア 津波に関する情報の伝達方法
 - イ 避難場所及び避難経路
 - ウ 円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項
- (3) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。
 - (4) 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、従業員等の安全確保の観点から、市は県に対し、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化など総合的な取組みを促進させるよう努めるものとする。
 - (5) 施設管理者は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
 - (6) 市は、緊急輸送ルート確保を図るため、市街地と高速道路のアクセス強化の機能向上、道路情報など、道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進させるものとする。

第5 津波災害警戒区域内等の避難関連施設の整備（防災局）

- (1) 市は、津波災害警戒区域内等において、民間建築物を津波避難ビル等の避難場所として活用する場合は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定などにより確保するものとする。
- (2) 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう避難路・避難階段を整備するとともに、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

第6 建築物の安全化（都市建設部等、施設管理者）

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第7 ライフライン施設等の機能の確保（市（上下水道部）、事業者）

市等ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるとともに、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。また市は、自らが保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第8 危険物施設等の安全確保（消防部）

石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

第3節 市民の防災活動の促進（市（防災局、教育委員会）、県及び名古屋地方気象台） 第1 防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、災害時には、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、また、防災関係機関が実施している防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するには住民等の避難行動が基本となるため、市は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して分かりやすく行うものとする。

また、防災週間、津波防災の日及び防災講演会等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら、予想される津波に関する知識、地域の危険度に関する知識など、その危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 沿岸地域はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (ウ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- (エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど。
- (オ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応を取る必要があること。
- (カ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (イ) 第2波、第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性があること。
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど。

エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 3日分以上(可能な限り1週間分程度)の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- (イ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

- (ウ) 負傷の防止や避難路の確保のため、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等
- オ 警報・注意報発表時や避難指示等発令時取るべき行動、避難場所での行動
- (ア) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、無線などで入手
- (イ) 船舶は、津波警報が発表されたら直ちに港外退避し、港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置を取る。ただし、港外退避、小型船の引上げ等は、時間的余裕がある場合に限り行う。

カ 災害時の家族内の連絡体制

- (2) 市は、学校教育を始め様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の基で開発するなど、津波災害と防災に関する理解向上に努めるものとする。
また、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、住民等が、津波発生時に刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動ができるよう、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進に努めるとともに、その防災知識の普及に当たっては、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。
- (3) 市教育委員会は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図るため、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、旅行先などで津波被害に遭う可能性もあるため、津波発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、津波に関する防災教育に努めるものとする。
また、巨大地震・津波を想定し、在校中又は登下校中などを想定した避難マニュアルの整備に取り組むものとする。
- (4) 津波災害の教訓の伝承
市は、過去の津波災害の教訓や「ぼた山」など災害文化を後世に伝えるため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、公開できるよう努めるものとする。

第2 防災訓練の実施、指導（防災局）

(1) 総合防災訓練

市は、防災週間を中心に、国や県等防災関係機関並びに民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力の基に大規模な地震・津波に備えて総合防災訓練を実施する。

その訓練の実施に当たっては、地震・津波の規模や被害の想定を明確にするるとともに、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ地震を想定した津波防災訓練を取り入れるなど、より実践的な内容となるよう努めるものとする。

(2) 津波防災訓練

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮し、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえ、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

訓練では、地域の特性に応じて、次のとおり実施する。

- ア 津波警報等の情報伝達訓練
- イ 津波避難訓練
- ウ 水門、陸閘等の操作訓練

(3) 防災訓練の指導

市は、自主防災会が実施する市内一斉自主防災訓練や、職場、学校等における定期的な防災訓練について、夜間、登下校等様々な条件に配慮し、きめ細かく行うよう指導し、津波発生時の住民等の避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

第3 訓練等における要配慮者への配慮（防災局、健康福祉部、企画部）

市は、防災知識の普及や防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 施設入所者・在宅者対策

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るとともに、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織等との応援協力体制の確立に努める。

(2) 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化を推進する。

イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策等

第1 災害発生直前対策

1 津波警報等の発表及び伝達（気象庁、名古屋地方気象台）

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で

津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報(※)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超(10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m(5m<高さ≤10m)		
		5m(3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m(1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m(0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(※)大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波情報

(7) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合いでの観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(全て数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

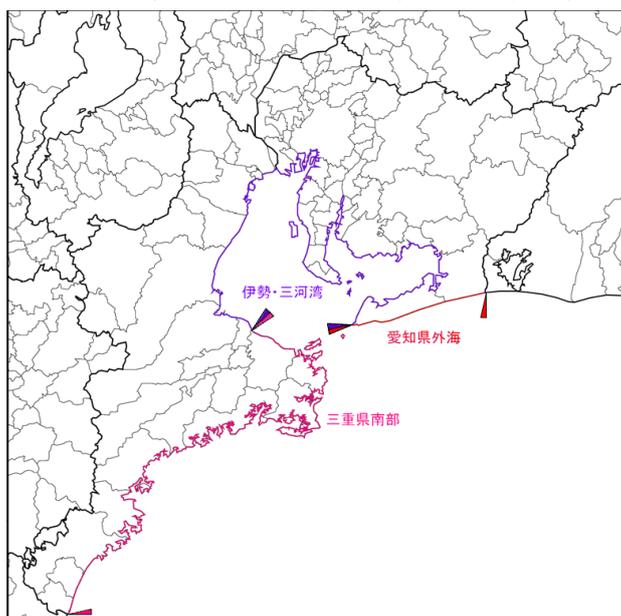
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、本市が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

図-1 田原市及びその周辺が属する津波予報区



2 津波警報等に伴う避難指示等（防災局）

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、避難誘導計画、津波ハザードマップなどを策定する。

ア 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

イ さまざまな環境下にある住民等や職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

ウ 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

エ 遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、「遠地地震に関する情報」により、避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

3 津波危険地域・避難対象区域の指定

県(防災安全局)は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査を公表している(平成26年5月30日公表)。海岸線を有する19市町村及び海岸線を有しないが浸水の可能性のある8市町は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定することとする。

市は、南海トラフ地震被害予測調査や、県(建設局)が公表した津波浸水想定を基に、津波による人・住家等に被害を受ける危険があると予想される地域を「津波危険地域」として次のとおり指定し、これを「避難対象区域」とする。

(1) 海岸線を有する市町村(19市町村)

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村

(2) 海岸線を有しないが浸水の可能性のある市町村(8市町)

津島市、安城市、大府市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

第3編第14章第1節第2「津波危険地域・避難対象区域の指定」を参照。

4 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県(建設局)は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定区域を設定する(平成26年11月26日公表)。

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域

を指定し、基準水位の公示を行う(令和元年7月30日指定)。

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村

5 津波災害警戒区域の指定に係る事項

(1) 津波災害警戒区域の指定があった市町村は、次の事項を市町村地域防災計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項

イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設(以下「避難促進施設」という。)がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報、警報の伝達方法

(2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を策成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

(3) 市町村長は、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策特別強化地域の指定

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第10条第1項に基づき、国が南海トラフ地震津波対策特別強化地域として指定した地域は、次の3市町(平成26年3月28日現在)である。

豊橋市、田原市、南知多町

7 住民等の避難体制(防災局、施設管理者)

ア 具体的なシミュレーションや現地調査などを通じて、74自主防災会で地震・津波避難計画(地区地震・津波避難マップ)を作成し、その内容を関係住民等に周知徹底させている。

イ 津波ハザードマップ(防災マップ、防災・減災お役立ちガイドブック)の整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保など、引き続きまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画に基づく訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

エ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩避難の原則を周知する。

オ 各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状

況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとし、その検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

8 消防団等による避難誘導體制（消防団、県警察、市）

- ア 消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、避難の判断基準を定め、住民等に周知する。
- イ 高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、前記の行動ルールを踏まえ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- ウ 要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備（市（防災局））

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

2 通信手段の確保（市（防災局）、県、通信事業者）

市、県、通信事業者等は、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の推進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

市及び県等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分考慮すること。

- ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。
- イ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、デジタル化の推進を図ること。
- エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に参加すること。
- オ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に津波により浸水する危険性が低い堅固な

場所への設置等を図ること。

- カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときは、総務省と事前の調整を実施すること。
- キ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施すること。
- ク 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。
- ケ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるとともに、災害用として配備されている無線電話等の運用方法等について習熟しておくこと。
- コ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

第5節 災害復旧・復興への備え

市は、災害復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- ア 各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)
- イ 不動産登記の保全等
公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第12章 事故・火災等予防対策

○ 基本方針

関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第1節 海上災害対策

第1 市（消防部）

(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

第2 第四管区海上保安本部

(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督

船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法(昭和8年法律第11号)、港則法(昭和23年法律第174号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等関係法令の遵守について指導監督する。

(2) 海上災害防止思想の普及

海難、海上災害防止に係る講習会の開催及び訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶に対する警報等の周知

気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡視船艇の巡回等により船舶に周知する。

(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制の確立を図る。

(5) 訓練の実施

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

第3 県（農業水産局、建設局、防災安全局）

(1) 排出油等防除資材等の備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 関係各機関との連携

大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係各機関と連携して防災体制の強化を図る。

第4 県警察

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
第四管区海上保安本部等関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 防災体制の強化
危険物の大量流出を想定し、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行う体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。
- (3) 救出救助用資機材の整備
潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用資機材の整備に努める。
- (4) 警察用船舶の広域運用に必要な措置
警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じる。
- (5) 防除資機材の緊急輸送時の連絡体制強化
防除資機材の緊急輸送時は、関係機関との連絡体制の強化及び関係機関相互の有機的な連携を図る。

第5 海上災害防止センター

- (1) 防除機材の整備等
防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者に代わり、油等回収船及びオイルフェンスなどの防除機材を整備し、船舶所有者の利用に供する。
- (2) 訓練の実施
海上防災のための措置に関する訓練を行う。
- (3) 調査研究及び資機材開発
海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果の普及を図る。

第2節 鉄道災害対策

第1 豊橋鉄道株式会社

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布
全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- (2) 保安設備の点検
保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実
乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄道施設の防災構造化
鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を本編第2章第3節「交通関係施設等の整備」の定めにより実施する。
- (5) 広報活動
踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

第2 市（消防部）、県（防災安全局）及び県警察

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第3 市（消防部）、県（防災安全局）、県警察及び中部運輸局

- (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理
大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (2) 防災体制の強化
大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第3節 道路災害対策

第1 道路管理者（市（都市建設部）、県（建設局））、県警察

- (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路の防災対策
道路の防災対策について、本編第2章第3節「交通関係施設等の整備」により実施する。

第2 道路管理者（市（都市建設部）、県（建設局））、消防部及び県警察

- (1) 実践的な訓練の実施
道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第3 市（都市建設部）、県（建設局、防災安全局）及び県警察

- (1) 救急救助用資機材の整備
大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
県、県警察及び市町村は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

第1 市（消防部）

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

第2 市（消防部）及び県（防災安全局、保健医療局）

- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
市及び県は、危険物施設に対する消防法等の保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。立入検査は、施設的位置、構造及び設備並びに管理の状況等が、法令に定める保安上の基準に従い、適切に維持管理されているか否かについて行う。
ア 定期及び特別立入検査

危険物施設の検査は、定期及び特別立入検査に区分し、次により実施する。

(ア) 定期立入検査は、年間を通じて1回以上行う。

(イ) 特別立入検査は、必要に応じ随時

イ 上記の検査結果記録

(ア) 定期立入検査の結果は、検査台帳に記録する。

(イ) 特別立入検査の結果は、必要に応じその都度指定する様式に記録する。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

第3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 事業所における化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、保健医療局）及び市（消防部）

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第5 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

第5節 高圧ガス保安対策

第1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）

中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

ア 高圧ガス保安法の周知徹底

イ 各種の講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 保安活動促進週間の実施

(2) 規制強化

ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査強化

- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
 - ウ 地域防災協議会の育成

第2 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置(不燃ガスの場合)の整備をしておく。

第3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市（関係部局）

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第6節 火薬類保安対策

第1 市（関係部局）

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

第2 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）

中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

- (1) 保安思想の啓発
 - ア 火薬類取締法の周知徹底
 - イ 各種講習会、研修会の開催
 - ウ 火薬類の取扱の指導
 - エ 安全管理運動の実施
- (2) 規制の強化
 - ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
 - イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
 - ウ 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 防災訓練等の実施
 - ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

第3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転し得る体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

第4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市（関係部局）

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第5 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

第7節 林野火災対策

第1 市（消防部、産業振興部）、中部森林管理局及び県（農林基盤局、防災安全局）

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 林野パトロール等

林野火災の未然防止を図るため、関係者との連携に努める。

特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

(3) 森林施業計画等による予防施設の整備

森林施業計画を樹立するに当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火水槽）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

(4) 林道網の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

(5) 防火水槽の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

(6) 予防機材等の整備

林野火災の発生危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

第2 市（産業振興部）及び県（農林基盤局）

市及び県は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分に取り、安全を期するよう指導する。

第3 関連調整事項

(1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。

(2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互が連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

(3) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の実情に鑑み、林野火災の発生及び被害の拡大を防止するため、地域の実態に

応じた林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

ア 林野火災特別地域の決定

林野火災特別地域対策事業を実施しようとする地域は、下記の表に示す市町村1つ以上及びおおむねそれに隣接する3市町村並びに県との協議の上、決定する。

[林野火災特別地域の要件]

要件 (ア)	市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村
要件 (イ)	過去5年間の林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間の林野火災の出火件数が20件以上の市町村
要件 (ウ)	上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

イ 林野火災特別地域対策事業計画の策定

林野火災特別地域内の関係市町村は、県との協議の上、おおむね次の事項を内容とする事業計画を策定する。

- (ア) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (イ) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (ウ) 消防施設等の整備に関する事項
- (エ) 火災防御訓練に関する事項
- (オ) その他林野火災の防止に関する事項

第13章 広域応援・受援体制の整備

○ 基本方針

市、県の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備（防災局）

第1 市の広域相互応援の整備

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど、必要な措置を講ずるよう努める。

市では、三遠南信地域16市9町14村、岐阜県多治見市、長野県宮田村、長野県松本市、北海道苫小牧市、福岡県宮若市、静岡県菊川市、佐賀県多久市と、それぞれ災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて災害時相互応援協定を締結している。市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

第2 市及び県（防災安全局、各局）における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な整備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、法第49条の2に基づき、市、県等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市及びその他の防災関係機関が実施すべきことについて定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

第1 市（消防部）及び県（防災安全局、保健医療局）の緊急消防援助隊等の整備

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入につい

て相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の整備に努めるものとする。

第2 県警察の広域緊急援助隊の整備

- (1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法(昭和22年法律第162号)第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救助用資機材の整備を推進するものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第1 市及び県(防災安全局、各局)における措置

- (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなどの体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

- (2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県の基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害

発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第14章 防災訓練及び防災意識の向上

○ 基本方針

国、県及び市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民、民間企業等が、防災・減災対策に自ら取組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

第1 市（防災局、関係部局）及び県（防災安全局、各局）における防災訓練

(1) 総合防災訓練

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、国や県等防災関係機関並びに民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携の大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）や東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓を基に、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、津波避難訓練、要配慮者対策訓練、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

ウ 災害応援に関する協定に基づき、他県や他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 津波防災訓練

市及び県は、南海トラフ地震等の大規模地震による津波被害の切迫しているなか、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高

さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

ア 津波警報等の情報伝達訓練

イ 津波避難訓練

ウ 水門、陸閘等の操作訓練

(3) 浸水対策訓練

市及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。なお水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測(水位、潮位、雨量、風速)

イ 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)

ウ 動員(消防団(水防団)、居住者、ボランティア)

エ 輸送(資機材、人員)

オ 工法(水防工法)

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難(避難情報の放送・伝達、居住者の避難)

(4) 動員訓練

市及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 風水害の基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

特に風水害期前に、各種水防工法の習得を愛知県主催による水防工法講習会に併せ実施し、水防技術の向上を図るとともに、実際の被害を想定して、水防法第35条に基づき年間1回以上、次の内容により水防訓練を実施する。この訓練には一般住民の参加を得て、水防思想の高揚と避難、立退き等諸動作の訓練に努める。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市、その他防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るた

め、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。なお、都市型水害対策訓練、土砂災害に係る避難訓練(危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練)についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

(ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

(イ) 停電時を想定して主として無線通信、伝令により防災関係機関、自主防災会、各地区との通信連絡訓練を行う。

オ 非常参集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制の万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集訓練等を、必要に応じ実施する。

(6) 風水害の総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(7) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(8) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(9) 訓練の検証

市及び県は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

(10) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を防災関係機関の協力を得て実施するものとする。

第2 県公安委員会の交通規制

県公安委員会は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

第3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

第4 市教育委員会、県教育委員会及び私立各学校等管理者による防災訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市や県防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第5 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

第1 市(防災局)、県(防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局)、県警察及び名古屋地方気象台等による意識啓発・広報

(1) 防災意識の啓発

市は、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、地震発生時等の災害発生時に住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を取ることができるよう、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、起震車の使用や、地震災害及び風水害に関するビデオなどを県等から借り受け又は自ら購入し、防災教育の推進に活用する。

名古屋地方気象台は、住民が防災気象情報、津波警報等や地震に関する情報(緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報を含む。)を活用し、容易に理解し、的確な防災行動を取ることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キ及びサ～テについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震等災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時に取るべき行動

キ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時に取るべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)

コ 応急手当方法の紹介、平常時から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

サ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

シ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

ス 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時に取るべき行動

セ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

ソ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

タ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上取るべき行動に関する知識

チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づき取られる措置の内容

テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上取るべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講演会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネー

ジャー)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

なお、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動が取れるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が在宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、県を通じて記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

第1 市（健康福祉部）、市教育委員会、県教育委員会及び私立各学校等管理者

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平常時から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平常時から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(こども園を含む。以下同じ。)において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校(登降園)の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園も含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平常時から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携を取り確認しておく。

(オ) 園児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者等が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校又は専門学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所は、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第2 市職員への教育（防災局）

市職員が一丸となって積極的に地震等の防災対策を推進し、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、特に次の事項について研修会等を通じて教育する。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合に取りるべき行動に関する知識
- カ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- キ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づき取られる措置の内容
- ク 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上取るべき行動に関する知識

第3 中部運輸局における教育

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

第4 防災関係機関における教育

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

第1 市の防災意識調査等の実施（防災局、都市建設部）

市は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携の基に実施するものとする。

- (1) 防災意識調査の実施
市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。
- (2) 住民の耐震相談及び現地診断の実施
地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、市又は県が実施する無料の耐震相談や住宅の現地診断を活用する。
- (3) 地震に関する相談の実施
市及び防災関係機関は、地震についての不安を持っている市民のために、相談に応ずるものとする。

第15章 防災に関する調査研究の推進

○ 基本方針

様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

また、地域の様々な災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

第1節 防災に関する調査研究

第1 市（防災局）

市は、平成17年度に「田原市地震防災対策基礎調査業務」を行い、地震環境の分析を行い、想定地震に対する地震動の大きさ、液状化、さらにそれによって引き起こされる物的・人的被害を想定し、現在の社会環境、人為環境との比較を通して、本市の持つ地震に対する脆弱度に対する調査を実施した。さらに、平成23年度には、東海・東南海・南海地震連動発生を想定した「田原市東海・東南海・南海地震の地震被害想定調査」を実施した。また平成26年度には「田原市南海トラフ地震被害予測調査」を実施した。

今後は、これらの調査結果を始め、地震災害に対する各種調査研究の内容を積極的に取り入れるとともに、今後の市の発展・開発による地域環境による新たな災害発生も想定しつつ、地震防災対策を始めとした各種防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 田原市地震防災対策基礎調査、田原市東海・東南海・南海地震の地震被害想定調査

震災対策を適切に具体化するために主に下記内容について調査を実施するとともに、調査項目からの本市の地震防災対策上の課題及びコミュニティ協議会ごとの地震対策上の課題の取りまとめを行った。

- ア 既往の地震による本市の被害
- イ 本市の地形・地質
- ウ 想定地震による被害想定

(2) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(3) 防災カルテ等の整備

市は、地域の災害リスクや災害時に取るべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定及び「地震防災対策基礎調査業務」等各種の調査研究による成果を活用して、市内各地域の災害危険性を把握し、コミュニティレベル(集落単位、自治会単位、コミュニティ協議会などの単位)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、

③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(4) 危険地域の把握

市は、法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域、火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(5) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

(6) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。